

# 電波監理審議会（第1122回）議事録

## 1 日時

令和5年11月15日（水）16：00～17：22

## 2 場所

Web会議による開催

## 3 出席者（敬称略）

### (1) 電波監理審議会委員

笹瀬 巖（会長）、大久保 哲夫（会長代理）、長田 三紀、林 秀弥、  
矢嶋 雅子

### (2) 審理官

村上 聡、鹿島 秀樹

### (3) 総務省

（情報流通行政局）

小笠原 陽一（情報流通行政局長）、山碕 良志（大臣官房審議官）、  
金澤 直樹（総務課長）、後白 一樹（放送政策課企画官）、  
岡井 隼人（衛星・地域放送課長）

（総合通信基盤局）

今川 拓郎（総合通信基盤局長）、荻原 直彦（電波部長）、  
渋谷 闕志彦（総務課長）、中村 裕治（電波政策課長）、  
小倉 佳彦（基幹通信室長）、竹下 文人（監視管理室長）

### (4) 事務局

松田 知明（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

宮良 理菜（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

## 4 目次

(1) 開 会	1
(2) 諮問事項 (総合通信基盤局)	
① 電波法施行規則等の一部を改正する省令案 (広帯域無線 LAN (IEEE 802.11b e) の導入等に係る制度整備) (諮問第 3 1 号)	1
② 周波数割当計画の一部を変更する告示案 (広帯域無線 LAN (IEEE 802.11b e) の導入に係る制度整備) (諮問第 3 2 号)	1
③ 電波法施行規則の一部を改正する省令案 (記録媒体を指定する規定の見直し) (諮問第 3 3 号)	1 1
(3) 報告事項 (有効利用評価部会)	
有効利用評価部会の活動状況	1 5
(4) 諮問事項 (情報流通行政局)	
① 日本放送協会における「BS プレミアム」に係る業務の廃止の認可 (諮問第 3 4 号)	1 7
② 基幹放送普及計画の一部を変更する告示案 (諮問第 3 5 号)	1 7
③ BS 放送の右旋帯域における衛星基幹放送の業務の認定 (諮問第 3 6 号)	2 6
(5) 閉 会	3 9

# 開 会

○笹瀬会長 それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。本日の11月期会議は、委員各位のスケジュールの状況を踏まえまして、電波監理審議会決定第6号第5項のただし書に基づきまして、委員全員がウェブによる参加とさせていただきます。

本日の議題は、お手元の資料のとおり、諮問事項が6件、報告事項が1件となっております。

それでは、総合通信基盤局の職員の方に入室するよう、よろしく願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

## 諮問事項 (総合通信基盤局)

(1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案 (広帯域無線LAN (IEEE 802.11b e) の導入等に係る制度整備)

(2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案 (広帯域無線LAN (IEEE 802.11b e) の導入に係る制度整備)

○笹瀬会長 それでは議事を開始いたします。

諮問第31号「電波法施行規則等の一部を改正する省令案 (広帯域無線LAN (IEEE 802.11b e) の導入等に係る制度整備)」、諮問第32号「周波数割当計画の一部を変更する告示案 (広帯域無線LAN (IEEE 802.11b e) の導入に係る制度整備)」につきまして、小倉基幹通信室長及び中村

電波政策課長から、御説明をよろしくお願ひいたします。

○小倉基幹通信室長　よろしくお願ひいたします。基幹通信室長の小倉でございます。

それでは、諮問第31号について、説明資料によって説明させていただきたいと思ひます。

1 ページ目をお開きください。電波法施行規則等の一部を改正する省令案で、諮問の概要がございます。今回の諮問事項としましては4点でございます。

点目が1段落目でございますI E E E 8 0 2 . 1 1 b e、これは無線LAN規格になりますが、通称W i - F i 7と称しております規格の策定に向けて議論が進んでおり、国際的に導入の検討が進められているところでございます。こうした規格に関しまして、早期に利用可能となるよう業界からも要望がございまして、これに関しての制度を定めたいと考えてございます。

2 点目、2 段落目でございますが、6 G H z 帯のL P Iモード、これは屋内限定の運用形態でございますが、このL P Iモードにおける子局同士における直接通信の実現のニーズが高まっております。これの導入についての要望を受けた制度改正でございます。

3 点目、同じく第2段落目でございます自動車内における5.2 G H z 帯無線LANの利用でございます。こちらは自動車の中でスマートフォン等の端末を使用したい場合の無線LANの活用に関する制度改正の内容でございます。

以上につきましては、9月の情報通信審議会における一部答申を受けた内容でございます。

最後、4 点目でございますが、訪日外国人観光客等が持ち込む無線設備等について、技術基準に相当する基準に適合する条件を満たす場合に、電波法上、90日に限って使用可能とされている規定におきまして、今回、使えるようになる帯域として、6 G H z 帯の無線LAN対応機器を追加するという内容でござ

ございます。

以上についての改正案でございます。

2 ページ目をお開きいただきますと、以上の改正概要について、4 点記載がございます。

施行期日でございますが、答申を受けた場合、速やかに改正ということでございます。

意見募集の結果としましては、意見提出は14 件ございました。

今後、詳細について、3 ページ以降で、それぞれについて御説明させていただきます。

まず、Wi-Fi 7 の関係でございます。検討の背景でございますが、現在、モバイル端末を用いて動画再生等、実際に使われている状況でございますし、AR/V R 技術なども活用されている中で、トラフィックが非常に増大している状況でございます。

米国のIEEE などの学会においても、Wi-Fi 7 となる規格の策定に向けて議論が進んでございます。

この効果といたしまして、下に書いてございます。チャンネル帯域幅を広帯域化することなどによって高速通信が可能になるなどがございまして、また、その下にございます遅延の削減等が見込まれるということで、想定されるユースケースとして、例えばAR/V R での活用ですとかe スポーツなどのゲームへの活用、それから、工場とか倉庫などの産業用途などでロボットアームの制御などに産業のアプリとして活用するような場合も見込まれます。こういうリアルタイム性が要求されるようなシーンにおいて活用されることが見込まれております。

この技術基準を見直す形で、今般、改正することと考えております。

4 ページ目をお開きください。この規格に関する諸外国の動向でございます

が、上に書いてありますとおり、規格化の検討としましては、今年の1月にD r a f tが発行され、最終的な技術的な内容については、ほぼ規定されているものでございます。こういった動きを受けて、各国のメーカーによる製品開発等が進められている状況でございます。正式な仕様としては、来年12月に発行予定となっております。

民間の動きとしましては、W i - F i A l l i a n c eにおける認定という形でございますが、相互に接続性を認定するような動きに関しましても、令和6年の初め頃、来年早々から、この認定手続が開始される可能性があると同っております。

各国の状況でございます。欧州や韓国などについては、今回、帯域幅の320MHz幅のチャンネルの仕様について検討中ということでございます。米国に関しましては、既にこのチャンネルの幅について制度化済みというような状況になってございます。

5ページ目で、W i - F i 7規格の要求条件、基準基準について御説明させていただきます。既に左側のW i - F i 6 Eなどの議論を昨年実施しておりますが、今回、赤枠で囲んでいるように、W i - F i 7においては、320MHz幅の追加を6GHz帯において実施するというのが今回の見直しの内容でございます。320MHz幅を追加するに当たりまして、空中線電力など必要な技術基準の見直しを実施するものでございます。内容としましては、既に規定されております160MHz幅のチャンネル等と同等以下の値となるように、新たに320MHz幅での値を規定する形になってございます。

右側に今回のW i - F i 7のほかの特徴がございます。マルチリンク機能や変調多値数、異なる周波数帯にまたがって柔軟にデータを伝送するなどの機能がございますけれども、こういったものについては電波の質に直接影響しない

ということで、特段、技術基準の見直しは必要ないと考えまして、また、既存の条件の範囲内で共用可能であると考えてございます。

W i - F i 7 の効果としましては、先ほど来申し上げているとおり、左下にございますように、従来のW i - F i 6、6 E から比べても約4.8倍の伝送レートを達成できるなど、通信速度が非常に高速化するようなものですとか、並列伝送等を実施できるような形になります。再送削減などもございまして、遅延・ジッタを削減できるというような特徴がございます。

6 ページをお開きください。こういった技術基準の項目としまして、具体的に数値化された表がこちらでございましてけれども、2.4 GHz 帯、5 GHz 帯に関しましては、現行の技術基準に変更はございませんが、6 GHz 帯におきましては、今回320 MHz 幅を追加いたしますので、例えば下の表にありますとおり、占有周波数帯幅の許容値、それから1 MHz 帯域幅における平均電力等を320 MHz 幅に合わせる形で数値を規定しているものが今回の改正の内容でございまして。

以上がW i - F i 7 に係る制度改正の内容でございまして。

次に、2点目が7ページになります。6 GHz 帯、L P I 子局間通信の導入についてという内容でございまして。

右側の下にございますL P I モード、V L P モードというものの規定がございます。6 GHz 帯におきまして昨年の制度改正のときに導入しているものでございますが、L P I モードは屋内限定で運用できるように設定した通信形態でございまして、昨年度からこういったモードを導入しているものでございましてけれども、現行におきましては、上の背景にございまして、子局は親局からの送信電力を含めた制御の下で運用するということが求められておりまして、L P I 子局間同士の通信の場合は、親局を経由するということが必要でございました。これを子局間のみで通信できるような要望等がございました。

こういったニーズ、ユースケースが想定されるかという点、下に家の絵がございいますが、例えば、スマホからテレビなどに動画を送信して映像を映せるようにするテレビモニターへのミラーリングですとか、ゲームなどでお互いの画面を共有しながら実施するような内容などが想定されます。

こういったユースケースに対応する改正でございますが、8ページをお開きいただきまして、必要な条件としましては、子局間通信は親局からの信号強度が閾値を超えている場合、これはすなわち親局の制御下で運用されている場合のみ、ほかの子局との直接通信を行うということと、それから、親局からの通信があるということを確認するために、信号強度の確認が定期的に行われる必要があるというような条件の下に技術基準を策定いたしまして、それを基に、下に技術基準と書いてございますが、赤線を引いております子局間通信が運用可能となるLPI親局の信号強度の閾値は $-95\text{ dBm/MHz}$ 以上とすること、それから、親局の信号強度の確認頻度は、少なくとも4秒に1回とすること、これを子局で確認するというような内容でございます。これを確認できる範囲が、右側にあります黒枠の範囲内で子局が通信する場合には子局間通信が認められるというような考え方に沿って制度を改正するものでございます。

なお、周波数共用検討に関しましては、従前の親局の最大カバレッジの範囲内で実施されるLPIモードの通信になりますので、こちらは従来からの範囲内ということで、新たな共用検討は不要としております。

続きまして9ページ目でございますが、3点目の5.2GHz帯自動車内無線LANシステムの見直しについてでございます。

自動車内で無線LANを活用するという動きに関しましては、昨年、WRCの決議を受けまして、40mWを上限として運用可能としているものでございますが、その後、欧州において200mW、通常スマホの運用で実施できるような平均電力という形になりますが、そこでの改正の動きがあったことに加



えまして、業界から要望があったというような動きを受けまして、この1年、改めて技術的な条件の検討などを行いまして、今回、改正に至っているという内容でございます。

共用の検討の内容といたしましては、5.2GHz帯の移動衛星システムですとか5.3GHz帯の気象レーダー、こういったものの共用が可能であることを確認いたしまして、平均電力など子局に関しまして、40mWから200mWに増やす、こういった改正を考えているところでございます。

最後、4点目でございます。10ページ目、海外持込み端末の特例の見直しについてでございますが、これは先ほど申し上げましたとおり、訪日外国人観光客等が無線設備を日本国内に持ち込む際に、我が国の技術基準に適合する等の条件を満たす場合には、90日以内に限って使用可能ということが電波法上、規定されてございます。

これまで、こういった無線設備は2.4GHz帯、5GHz帯において認められておりましたが、今後、6GHz帯の機器も持ち込まれることが十分に想定されますことから、6GHz帯について追加で規定するような形で考えてございます。

こちらに関しましては、昨年来、免許人、無線LAN業界へのヒアリング等の結果、既存無線システムに有害な混信を与えるおそれがないということが確認できましたことから、今回、6GHz帯の無線設備を加えるという制度改正を実施するという内容としております。

11ページは参考資料でございますが、Wi-Fi認定規格、これまでの比較をしております。Wi-Fi7に関しましては、御覧のとおり、最大通信速度が帯域幅320MHzということで、非常に速い通信速度ということが特徴と考えてございます。

12ページ以降は、パブコメの意見募集の結果と、その考え方でございます。

一部、御意見を受けて、定義の明確化ですとか表現を修正している部分がございますけれども、基本的には、おおむね賛同いただいているものと認識しております。

以降、参照条文、諮問書、省令案の内容について資料を掲載しておりますが、こちらの説明は割愛させていただきたいと思います。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○笹瀬会長 それでは、続いて諮問第32号もお願いできますでしょうか。

中村課長、よろしく願いします。

○中村電波政策課長 承知いたしました。

それでは続きまして、諮問第32号「周波数割当計画の一部を変更する告示案」につきまして、御説明させていただきます。

本件でございますが、先ほどの諮問第31号と同様でございます。6GHz帯無線LANの広帯域化、いわゆるWi-Fi7の導入に関しまして、規定の整備を行うものでございます。

資料の2ページ目を御覧いただければと思います。6GHz帯の無線LANで使用可能なチャンネルを規定してございます周波数割当計画の別表8-5におきまして、占有周波数帯幅が160MHzを超え320MHz以下の区分を新たに設けることといたしまして、最大320MHz幅のチャンネル帯域幅に対応する周波数といたしまして、6105MHz及び6265MHzを追加するものでございます。

資料の1ページ目にお戻りいただきまして、3 施行期日についてでございます。答申をいただきましたら、速やかにこの周波数割当計画を変更したいと考えてございます。

また、意見募集につきましては、先ほどの諮問第31号の省令改正案と同時期に意見募集を行いました。この周波数割当計画の一部変更案に関する意見は

特にございませんでした。

以上、諮問第32号の御説明となります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質疑、御意見、よろしくお願ひします。

まず、大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。

最初の31号の4点の改正及び32号の変更、いずれも適切だと思います。同意いたします。

1点だけ、31号4番目の海外持込み端末の関係についてお願いがございます。今後もインバウンドの拡大というのは、ある意味では国策であり、いろいろな対応が必要になるかと思ひます。ある程度、柔軟な対応をしていかないといけない一方で、国内における通信の安定性といった、安心や安全性の確保も必要でしょう。このバランスを取りながら、今後とも適時適切に対応していただければと思ひます。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

何か御回答ありますか、よろしいでしょうか。

○小倉基幹通信室長 御指摘ありがとうございます。おっしゃっていただいたように、インバウンド、まさにこれからコロナ禍が明けて非常に多くの方が入国されるということも考えられますし、柔軟に対応するということに加えて、おっしゃっていただいたように、無線、電波法に対する認識を高めていただひて、事案に安全に対応していただひということが非常に大事となってきます。我々としても、しっかりそういった点を周知していくことにつましまして少し工夫をしながら、しっかり対応していけるようにしていきたくと思ひております。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。長田です。

適切な改正だと思っておりますので、賛成いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

林委員、いかがでしょうか。

○林委員 私も時宜を得た適切な改正だと存じますので、諮問案件に賛同いたします。

○笹瀬会長 矢嶋委員、いかがでしょうか。チャットで一言で結構ですけども。

○矢嶋委員 いずれの諮問事項も適切な改正・変更と考えます。賛成致します。

○笹瀬会長 ありがとうございます。私からも、特にコメントはございません。

1点確認ですけれども、子局間ノード、先ほどの8ページの図で見ると、子局間通信が適応可能になった場合に関しては、子局は親局の通信等を介して子局をつなぐ場合と子局同士の通信のどちらかを選べるのでしょうか。

○小倉基幹通信室長 御質問ありがとうございます。会長がおっしゃっていたように、選べる形になります。

○笹瀬会長 なるほど。エリアが異なるので、子局が近い場合はいいんですけど、お互い範囲内に入って動いたりしている場合に関しては、親局とつないだほうが、よりしっかりつながる可能性もあるわけですね、場合によっては。遅延は出ますけれども。それは子局が選べるという理解ですね、よろしいでしょうか。

○小倉基幹通信室長 親局からの通信のほうがより効率的な場合ももちろんあると思いますし、おっしゃっていただいた子局間ですね、それぞれ機器におきまして、子局間通信を実施可能な状況にあって、子局間通信のほうが電波を有

効利用できるものであれば、そちらを選択できるという形になります。いずれにしる、今回の資料 8 ページにあります黒枠の範囲内で、どちらが電波の有効利用できるかということにつきまして、機器のほうで対応していくような形になるかと思えます。

○笹瀬会長 分かりました。どうもありがとうございました。私もこれに賛同いたします。

ほかに御意見等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、諮問第 3 1 号及び第 3 2 号は、諮問のとおり改正及び変更することが適当であるという旨の答申を行いたいと思えます。

どうもありがとうございました。

(3) 電波法施行規則の一部を改正する省令案（記録媒体を指定する規定の見直し）

○笹瀬会長 それでは続きまして、諮問第 3 3 号「電波法施行規則の一部を改正する省令案（記録媒体を指定する規定の見直し）」につきまして、竹下監視管理室長から、御説明をよろしくお願いいたします。

○竹下監視管理室長 監視管理室の竹下でございます。よろしく申し上げます。

それでは、諮問第 3 3 号「電波法施行規則の一部を改正する省令案（記録媒体を指定する規定の見直し）」の説明をさせていただきます。

お手元の資料の 1 ページ目を御覧ください。

1 の諮問の概要でございますけれども、令和 4 年 6 月のデジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」が決定して

おります。政府全体としてデジタル技術の活用が一層推進されるように取組が進められております。

こうした中で、電波法施行規則第51条の4の2において、小売業者は購入者に対し販売契約を締結した際に、書面で交付すべき内容がございますけれども、それに代えて、「磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法によるもの」が可能となっております。今回、政府方針に沿って、磁気ディスクなど具体的な記録媒体を指定している規定を具体的な記録媒体を指定しないように改正するものでございます。詳細は2ページで改めて説明させていただきます。

2 改正概要でございますけれども、1つ目の丸、ゴシック体で記載しているところでございますが、「磁気ディスク、CD-ROMその他これに準ずる方法によるもの」から、記録媒体を指定しない「電磁的記録媒体」に見直しを行うことが諮問事項となります。

2つ目の丸、明朝で記載しているところでございますが、諮問事項ではございませんが、電波法施行令の改正に伴う条ずれを形式的に修正するものでございます。

3 施行期日につきましては、御答申がいただけましたら、速やかに改正は進めていきたいと考えております。

4 意見募集の結果については、パブリックコメントについて、9月8日から10月9日まで実施しております。3件の意見の提出があり、基本、賛同する旨の御意見でございました。後ほど資料で説明させていただければと思います。

では、2ページ目を御覧ください。電波法では、不法無線局として多く使用される無線機器を「指定無線設備」と指定し、指定無線設備を販売する小売業者は、購入者に対し販売契約締結の際、免許が必要など法令で定める内容を書

面で交付する義務がございます。

現在は、書面に加えて、同条の第1項でメールの送付とかホームページなどからのダウンロードに加えて、今回改正となります磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法によることができますが、デジタル臨調の方針に沿って、記録媒体の種別を指定しない「電磁的記録媒体」と省令改正を行いたいと考えております。

3ページ目を御覧ください。関連法令を抜粋したものですので、説明は割愛させていただければと思います。

続きまして、4ページ目を御覧ください。パブリックコメントにつきましては、3件の意見がございました。1ページ目で御説明しましたとおり、基本、賛同する旨の御意見をいただいております。本改正に係る意見としては、2番目になりますが、今回の改正によって、どのようにデジタル化が進むのかということをお問われております。考え方としましては、改正により指定無線設備の小売業者は、記録媒体の種類を意識せずに準備でき、容易に準備できることで電磁的記録媒体の選択のハードルが低くなり、利用が増えることで記録媒体の交付が進み、ペーパーレス化が図られ、ひいてはデジタル化に貢献できることが期待されております。

3では、諮問関係ではございませんが、第51条の4の3の改正趣旨について聞かれております。1ページ目でも御説明させていただきましたとおり、電波施行令の改正に伴う条ずれを形式的に修正するものでございます。

5ページ目から9ページ目につきましては、参照条文のほか諮問書を添付しております。

10ページ目から12ページ目が省令改正案となっております。

11ページ目の右側に線が引いてあるゴシック体の箇所が今回諮問させていただく改正箇所となります。

説明については以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見、よろしく願いいたします。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 御説明ありがとうございました。適切な改正だと思います。賛成いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございました。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 私も賛成いたします。よろしく願いします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

林委員、いかがでしょうか。

○林委員 私も賛成いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

矢嶋委員はいかがでしょうか。

○矢嶋委員 時代に即した改正であり、異存ございません。

○笹瀬会長 ありがとうございます。私も賛同いたします。どうぞよろしく願いいたします。

ほかに追加の御意見、御質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、諮問第33号は、諮問のとおり改正することが適当である旨を答申いたします。どうもありがとうございました。

○竹下監視管理室長 ありがとうございます。

○笹瀬会長 それでは、次に有効利用評価部会の報告に入りますので、出席されない職員の方は退席をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員 (一部) 退室)



○笹瀬会長 よろしく申し上げます。

## 報告事項（有効利用評価部会）

有効利用評価部会の活動状況

○笹瀬会長 それでは、議事を開催いたします。

報告事項「有効利用評価部会の活動状況」につきまして、林部会長から御説明をよろしく願いいたします。

○林委員 それでは、お手元の報告資料を御覧いただければと存じます。有効利用評価部会の活動状況につきまして御報告申し上げます。

部会につきましては、第21回会合を先月10月25日に開催いたしました。

主な概要といたしましては4点ございます。

1点目は周波数再編アクションプラン（令和5年度版）でございますけれども、この案につきまして、総務省から御報告を受けました。

2点目は令和6年度の電波の利用状況調査（714MHz以下の周波数帯と公共業務用無線局）に係る調査でございますけれども、この調査の方針案につきまして、総務省から御報告が行われました。具体的には、令和4年度の電監審の評価結果において、今後検討事項となっております調査における設問の変更でありますとか、追加案などの御報告がございました。今後、本親会への御報告を予定しているとのことでございます。

3点目は、先日、電監審において答申が行われました楽天モバイルから提出された700MHz帯の開設計画の認定につきまして、総務省から報告を受けました。この700MHz帯につきましては、次年度から調査結果の報告が行われまして、評価を実施していくこととなりますので、部会において報告を聴

取したものでございます。

最後の４点目でございますけれども、本年度の携帯電話及び全国ＢＷＡの調査結果に基づく事業者ヒアリングの質問項目につきまして議論を行いました。議論の結果、有効利用評価基準に照らしまして評価が低くなると想定されるものにつきまして、その要因を問うような質問であるとか、あるいはインフラシェアリングなどの定性評価に関しまして、昨年度からの取組の変更点なども問いたいとしてございます。

今後の当面の予定といたしましては、今週１７日、あさって金曜日と、同じく今月２８日、火曜日に、事業者ヒアリングを実施した上で、評価案の議論を行ってまいり所存でございます。

部会からの報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○笹瀬会長 林先生、どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見はございますか。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 御説明ありがとうございました。私からは特にございません。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。着実にきちんと進めていただいている、また、その結果についてはいろいろ教えていただければと思っております。よろしく願います。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 活発にご活動いただいていることに感謝申し上げます。引き続き宜しく願い致します。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

私からも特にございませぬ。非常によく頑張つていただいているので、特に今、ヒアリングの準備で今大変ですけれども、昨年度は初めてで、今年は2年目ですので、そういう意味で、前回の問題だったところをうまく対応しているかにつままして議論していただきたいと思ひますので、ヒアリングを有効にお願いいたします。

○林委員 かしこまりました。

○笹瀬会長 よろしくお願ひします。

それでは、報告事項に關しましては、これで終了したいと思ひます。どうもありがとうございました。

以上で、総合通信基盤局に關する議事を終了します。総合通信基盤局の職員の方は退室をお願いいたします。

次に、情報流通行政局の議事に入りますので、情報流通行政局の職員の方に入室いただけるように、御連絡をよろしくお願ひします。

(総合通信基盤局職員退室)

(情報流通行政局職員入室)

## 諮問事項 (情報流通行政局)

(1) 日本放送協会における「BSプレミアム」に係る業務の廃止の認可

(2) 基幹放送普及計画の一部を変更する告示案

○笹瀬会長 それでは、議事を再開いたします。

諮問第34号「日本放送協会における「BSプレミアム」に係る業務の廃止の認可」、諮問第35号「基幹放送普及計画の一部を変更する告示案」につつまして、岡井衛星・地域放送課長及び後白放送政策課企画官から御説明をよろし

くお願いします。

○岡井衛星・地域放送課長 衛星・地域放送課長の岡井でございます。

諮問第34号説明資料をお手元に御用意ください。日本放送協会における「BSプレミアム」に係る業務の廃止の認可の御説明を申し上げます。

まず、1ページが全体の概要でして、諮問の概要、審査の概要、業務を廃止しようとする時期について説明しております。

諮問の概要ですけれども、日本放送協会は、放送法にのっとりまして、現在、BS放送の右旋帯域におきまして、「BS1」・「BSプレミアム」・「NHK BS4K」の3波を放送しております。

NHKにおきましては、2021年度から2023年度の経営計画を踏まえて、令和6年3月31日をもちまして、「BSプレミアム」に係る業務を廃止することを公表しております。今般、その流れの中で、放送法第86条第1項の規定に基づきまして、当該業務の廃止に関する認可申請があったところでございます。

こちらにつきまして総務省で審査した結果が2番の審査の概要でございます。当該認可に係る申請書に基づきまして審査を行ったところ、まず、今回の廃止はNHKにおける経営の合理化によって、限られた経営資源をコンテンツの制作に集中させていくものであると考えられるところです。また、いわゆる定時番組である「BSプレミアム」で放送している開始時間の決まった番組ですけれども、このうちおよそ9割を新たな2Kの番組である「NHK BS」において継続して放送をする予定であることから、視聴者の利便性の確保にも配慮がされており、また、業務の廃止につきましても、「BSプレミアム」の放送の画面上で告知を行うなどの措置を講ずるということがうたわれておりまして、視聴者保護に関する対応も適切に行われることが予定されていると判断しております。したがって、この審査結果に基づき、総務省では、こちらを認可

することが適当であると考えておりますが、この点について御議論を頂戴できれば幸いです。

なお、業務を廃止しようとする時期ですけれども、令和6年3月31日を予定しております、その点をイメージとして図で示しておりますのが3ページの資料でございます。中央にその図がございますが、申し上げましたとおり、「BS1」・「BSプレミアム」・「NHK BS4K」の3波が既に放送されているところ、来年の3月末で、この図のうち中央の緑の「BSプレミアム」を停波する予定という申請が出てきているところでございます。その過程におきまして、12月1日に番組再編というものがございしますが、当該日以降、NHKにおきましては、「BSプレミアム」のチャンネル上で番組に字幕を映すなどの形で、廃止について告知していくという視聴者に配慮した対応がなされると伺っております。

4ページを御覧ください。ここまで申し上げてまいりました認可について、もう少し詳細に述べたのがこの資料でございます。

NHKで業務を廃止する理由としまして、なぜ「BSプレミアム」かというところにつきましては、同じ2Kのチャンネルのうち、「BS1」におきましては、従来から大規模災害時の特設ニュースの放送を行っているという背景があり、また、大阪放送局から全国に向けて放送を行う際のBCP、いわゆる業務継続計画の役割もこのチャンネルが担っているということで、もう一つの「BSプレミアム」の方を廃止するのと伺っております。

その上で、下半分で審査の結果を示しておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、(1)経営の合理化によりまして、限られた経営資源をコンテンツ制作に集中させ、NHKの改革が進むと考えられること、(2)「BSプレミアム」で放送している定時番組のおよそ9割は新しい「NHK BS」でも継続して放送されること、あるいは現在の番組と同等の番組を視聴することが

可能となる予定でありまして、視聴者の利便性の確保が図られるものであること、さらには「BSプレミアム」の放送の画面上で告知を行うなど、視聴者保護に関する対応も行われるということに基づきまして、我々は、この業務の廃止を認可することが適当と考えているところでございます。

5 ページは該当するNHKの経営計画の該当箇所を抜粋した資料になっておりますので、御参照いただければ幸いです。

以降は参照条文となりますので説明は割愛させていただいて、御議論のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○後白放送政策課企画官 放送政策課の後白でございます。

引き続き、諮問第35号「基幹放送普及計画の一部を変更する告示案」について御説明いたします。

資料を御覧ください。1 ページ目でございます。1 諮問の概要でございます。基幹放送普及計画という告示におきまして、NHKの「BSプレミアム」について、外部制作事業者の企画・制作能力を放送番組に活用するという観点から、外部制作比率に関する努力目標が規定されてございます。

先ほど衛星・地域放送課から御説明がありましたとおり、NHKは、衛星放送の再編といたしまして、本年12月1日に新BS2K及び新BS4Kに再編いたしまして、来年、令和6年3月末をもって「BSプレミアム」を廃止する予定としてございます。

基幹放送普及計画の外部制作比率につきましては、別途、放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォースという有識者会合の場でも御議論いただきまして、本年10月18日に公表した取りまとめにおきまして、こちらに記載していますとおり、新たな外部制作比率の目標に関して提言をいただいたところでございます。

本件は、これらを踏まえまして、基幹放送普及計画の変更を行うものでございます。

下の2 変更の概要でございます。基幹放送普及計画につきまして、令和6年3月末の「BSプレミアム」の廃止に向けまして、新BS2K及び新BS4Kに再編される12月1日付で「BSプレミアム」に規定されている努力目標を削除いたしまして、再編後の「NHK BS」及び「NHK BSプレミアム4K」それぞれについて外部制作比率に関する新たな努力目標を規定するほか、放送番組の数の目標の変更等を行うものでございます。

2 ページ目、施行期日でございますけれども、答申をいただきました場合には、放送法の規定に基づきまして、同告示を遅滞なく公示する予定としてございます。

4 意見募集の結果でございますけれども、本年10月11日から11月9日までの期間において実施しておりまして、計3件の御意見があったところでございます。

続きまして、具体的な内容を御説明します。3 ページ目を飛ばしていただきまして、4 ページ目、1. 外部制作比率に関する新たな努力目標の規定の中央の青い部分を御覧ください。

改正の考え方のポイントです。まず1 点目です。現行1チャンネルを対象として努力目標が規定されておりますけれども、この努力目標の対象を2チャンネルに拡大するというところでございます。

2 点目です。外部制作事業者の制作機会を確保するという観点から、より実効性のある努力目標に変更するため、①といたしまして、対象となる放送番組（分子）につきまして、現状では一部、外部制作事業者に著作権が帰属しないものも含んでおり、これを外部制作事業者に著作権が帰属する番組に変更いたします。

また、外部制作事業者の活用があまり想定されないニュース番組やスポーツ中継、こういった番組は除くということでございます。

最後3点目です。こちらはタスクフォースの取りまとめを踏まえまして、①としまして、NHKが我が国の放送全体のプラットフォームとしてコンテンツ産業の発展に資するため、中期的な努力目標として規定すべきであること。

②としまして、特に「BSプレミアム4K」に関しましては、我が国4K放送の普及・発展を図るという観点で、NHKはその先導的な役割を果たしていただきたいということ。

③としまして、公共放送としての番組の質の担保という観点も踏まえまして、努力目標として機能し得る数値である必要があること。

こういった点を総合的に勘案いたしまして規定するというところでございまして、結論といたしましては、下の赤い部分でございますけれども、新たな2Kの放送については15%以上、新たな4Kの放送につきましては25%以上とする案としてございます。

5ページ、6ページ、7ページは、それぞれ参考資料をつけさせていただいております、説明は割愛させていただきます。

続いて、8ページ目を御覧ください。改正事項の2点目です。「BSプレミアム」の廃止に伴う放送番組の数の目標の変更ということでございます。基幹放送普及計画では放送することのできる放送番組の数の目標を定めておりますけれども、先ほど衛星・地域放送課から説明がありましたとおり、NHKの将来的な受信料収入の減少が想定される中で、今後の事業規模も踏まえまして、今般のBS再編に伴いまして、この目標の数、超高精細テレビジョン放送以外のテレビジョン放送、すなわち2K放送を指すわけでございますけれども、こちらの現状2となっているものを1に変更するという案にしてございます。

最後の資料9ページ目には、意見募集で提出された御意見と、それに対する



総務省の考え方を示してございます。提出された御意見は3件でございました。NHKからは賛同の御意見でございます。2つ目の御意見は、番組制作事業者が加入されている一般社団法人全日本テレビ番組制作者連盟からで、基本的には御賛同の御意見ですけれども、今回の目標値というのはあくまで最低限の目標と捉えて、今後の動向を踏まえて、さらに目標設定を上げていくなど、柔軟な対応を望むという御意見でございます。今後の参考としていきたいと思っております。最後の個人の方からは、分数の表記方法に関する技術的な御意見ですけれども、これは用例に習いまして、原案のとおり、約分をせずに表記することとしてございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見ございますか。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 34号、35号とも賛成いたします。

1点だけ、34号に関してお願いがございます。既にNHKの経営計画において23年度中に1波を削減するということが決まっています。また、その基本方針の中で既に様々な準備が進んでいるというところでもあると思います。手続上の様々な制約があるとは思いますが、実際には、既にNHKの多くの放送において、3月から1波を削減するとのアナウンスメントもなされています。今後、このような進め方について、何か改正出来るところがあれば御検討いただきたいと思っております。

以上です。

○岡井衛星・地域放送課長 御意見ありがとうございます。衛星・地域放送課でございます。

ご指摘のとおり、こういった手続につきましては、速やかに進めていくこと

が必要と思いますし、また、今回のタイミングにつきましては、これまで総務省で制度整備を行ってきたこともございますので、これから新たにこういった手続がなされる場合につきましては、できるだけ余裕を持って、皆様に御審議いただけるように図ってまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○笹瀬会長 よろしいでしょうか。

○大久保代理 はい、よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 感想的に言えば、大久保代理がおっしゃいましたように、既にかなりの告知がされておりますので、そういう意味では、認可して適当だと思っております。タイミングが、もう少し時間に余裕があればよかったかなとは思いますが、仕方がないなという感じで、残念ですけれども、1波停波は認可ということになると思いますし、外部制作比率はぜひ努力をしていただいて、よりオーバーする形で、制作者の皆さんの期待に応えていただきたいなと思っております。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

それでは林委員、いかがでしょうか。

○林委員 私も、先ほどの長田委員同様、やむを得ないという消極的意味合いで賛成というものでございます。BSの再編については、再編によって廃止される、いわゆる定時番組はほぼないということですので、視聴者に与える影響も少ないということで、既に周知もされているところでもありますので、視聴者にとって不便となるのは事実ですが、視聴者の理解ができる限り進むように、総務省としても後押ししていただければと思います。

以上でございます。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 諮問第34号については、受信料収入減少が予想されることは理解できるため、廃止は仕方ないと思いますが、元々必要と考えていたはずの業務を廃止するということですので、本来NHKに求められる業務を残りの帯域で適切に行えるよう、番組編成等にはより一層の工夫をお願いしたいと思います。諮問第35号については特にコメントはございません。

いずれの諮問事項も賛成致します。

○笹瀬会長 ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願いします。

私から1点、35号の4ページ目ですけれども、外部制作比率に関する努力目標のページがあるんですが、これを見ると、従来は1チャンネル、BSプレミアムだけだったのが、今度から2チャンネルでBSとプレミアム4Kと2つになるということで、実質的にはかなり外部制作の割合——割合というよりも、量が増えるという理解でよろしいでしょうか。

○後白放送政策課企画官 御質問ありがとうございます。4ページの一番下のところに点線の枠囲みで参考1としてございまして、1日当たりの平均で見てください。いただいたほうが分かりやすいと思いますけれども、例えば今の目標の16%以上という数字だと、最低3.8時間、24時間のうちの3.8時間ということになるわけですけれども、やはり御指摘のとおり、2チャンネルに拡大するということで、合わせて8.2時間以上ということで、現行と比較して2倍以上ということが目標となってきますので、その意味で拡大しているということでございます。総務省としては、この目標をきちんと達成していただきたいということをNHKに対して期待しているということでございます。

○笹瀬会長 分かりました。特に、ちょっと前までは4Kは難しいと言われて

いたんですが、今、ユーチューブでも4Kがあるし、携帯でも4Kが出てくるので、4Kがあるのが当たり前になってきて、かつ、テレビも4Kのテレビはかなり普及していると思いますので、そういう面では4Kをつくる、制作ができるような、外部の方ができるようなチャンスを与えるということは極めて重要だと思うんですね。しかも質が高い番組をですね。そういうことで、ぜひ総務省としても、これをしっかりエンカレッジしていただいて、外部比率が高くなるというよりも、4Kをしっかりつくれる技術を高めるという観点からは非常にいい施策だと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

○後白放送政策課企画官 ありがとうございます。承知いたしました。

○笹瀬会長 ほかに何か御質問、御意見ございますか。

よろしいでしょうか。

少なくともNHKが1チャンネル減らすということがネガティブにならないような、要するに質を高めるためにそうするんだとしていただいたほうがいいかと思しますので、よろしくをお願いします。

それでは、諮問第34号及び第35号に関しては、諮問のとおり認可及び変更することが適当であるという答申を行いたいと思います。どうもありがとうございました。

○岡井衛星・地域放送課長 ありがとうございました。

○後白放送政策課企画官 ありがとうございました。

### (3) BS放送の右旋帯域における衛星基幹放送の業務の認定

○笹瀬会長 それでは続きまして、諮問第36号「BS放送の右旋帯域における衛星基幹放送の業務の認定」につきまして、岡井衛星・地域放送課長から御説明をよろしくをお願いします。

○岡井衛星・地域放送課長 再び衛星・地域放送課でございます。

諮問第36号の説明資料に沿いまして御説明申し上げます。タイトルは、BS放送の右旋帯域における衛星基幹放送の業務の認定というものでございます。

1ページから2ページにかけまして、背景、審査の結果、それから、今後の予定の部分を記載しております。

まず、審査の結果ですけれども、絶対審査とございますが、今回の申請から審査に至る経緯につきまして2行述べております。申請のあった5者とありますけれども、1番の背景でございますように、今般、令和5年3月22日から5月31日まで申請を受け付けたところ、5者から申請があったところでございます。後ほど見てまいりますけれども、そのうちの2者、2番組は、申請後に申請を取り下げたという状況でございます。

その上で、今般は比較審査には至らず、絶対審査という放送法の規定にのって、その規定を満たしているかのみで審査を行ったというのが審査の状況でございます。詳細につきましては後ほど詳しく見てまいりますけれども、放送法など①から⑤までに記載しているこれらの規定に基づいて厳格な判断を行っているというところでございます。

結論としましては、1ページの一番下でございますように、申請があった当該3者につきましては、いずれも要件を満たしていると判断しておりまして、認定をすることにつきまして諮問する次第でございます。

2ページにつきましては、今後の予定が記載されておりますけれども、認定を行うことが適当であるという答申をいただきましたら、速やかに認定を行うことといたしたいと考えております。

申請者の詳細を見てまいります。3ページに別紙1という資料をつけておりますが、そちらが申請の概要でございます。

まず、現在、申請の状態にある3者ですけれども、申請者名のところ、SC

サテライト放送株式会社、OCO株式会社、そして株式会社QVCサテライトの3者でございます。先ほど5者と申しあげましたけれども、注3にございますように、そのうちの1者、株式会社東京通信グループは、審査の過程の令和5年8月に申請を取り下げたところでございます。また、その下の注4にございますが、株式会社WOWOWも申請をなされていたところですが、本年の9月に申請を取り下げたということで、現在、残っているのが1番から3番の3者ということになっております。

1番のSCサテライト放送株式会社は、番組の概要としてショッピング番組を行うと申請されております。また2番のOCO株式会社は、設立中と伺っておりますが、番組概要はアジア映画、ドラマ、音楽、それから日本の地域紹介番組を放送すると聞いております。また3番の株式会社QVCサテライトですが、こちらは番組概要のところがございますように、通信販売番組を行っていくというところがございます。

4ページは審査の概要ですが、こちらは先ほどの1ページの①から⑤と同じ基準を記しておりますので、5ページの別添のところ、審査基準に沿って審査の詳細を説明してまいります。

こちらの審査基準の部分は、大きく分けて1番から8番まで、放送法にのって基準を設けております。順番に見てまいりますと、まず1番は「基幹放送局設備の確保可能性」ですが、結果のところがございますように、株式会社放送衛星システムが提供する基幹放送局設備を利用することを予定しているということで、基準に適合していると考えております。

それから2番は「業務を維持するに足る経理的基礎」ですが、こちらは(1)事業開始までの所要資金の見通しと(2)事業開始後の継続性、この2つの項目を合わせて判断しております。(1)事業開始までの所要資金の見通しにつきましては、いずれの申請につきましても、必要な資金の調達が可能

であると見ておりまして、また、その方法も適正なものであると申請書に基づいて判断しております。(2) 事業開始後の継続性につきましても、収支の見積りは各年度の費用が適正に見積もられており、あるいは収入についても合理的な予測を基に立てられていると考えておりまして、継続的に運営するための資金計画に妥当性があると考えておりますので、いずれも適合と判断しております。

それから3番は、「業務を維持するに足りる技術的能力」ですけれども、こちらも適合という判断をしておりますが、体制の整備と実施能力の2つをこの基準として設けているところがございます。体制の整備につきましては、5ページから6ページにかけての部分において、運用・保守等の業務を確実に実施するための適正な要員配置が申請書から伺えること、また、緊急時の連絡体制も整備していることから適合していると考えております。(2)の設備維持業務従事者の実施能力につきましても、この業務に従事する方々が実務経験を有しており、また、事業実績等から見て、こちらも適合していると考えております。

4番の「業務に用いられる電気通信設備の技術基準への適合性」は、先ほどの基幹放送設備以外の部分でございますけれども、こちらも(1)にあるような設備の破壊または故障などに対する措置について、適切な対策が講じられていること、また、衛星基幹放送の品質に対する措置につきましても、送信方式について適合していると判断しておりまして、その結果、この基準を満たしていると見ているところがございます。

5番に移ります。「周波数使用基準への適合性」につきましては、こちらは使用するスロット数が総務省の規定に定めている40スロットというところを満たしておりますので、こちらも適合という判断をしております。

6番の「表現の自由享有基準への適合性」は、マスメディア集中排除原則への適合の部分ですけれども、衛星放送の場合、いわゆるトランスポンダ数、中

継機の数で見ているところでございます。今回、いずれを認定したとしましても、トランスポンダ数につきましては基準を満たしていると判断しておりますので、こちらも適合という評価となっております。

また7番の「基幹放送普及計画、普及及び健全な発達への適合性」ですけれども、こちらは多くの細目に分割されますので、その細目に沿って見てまいります。

まず、7ページから8ページにかけては(1)、それから8ページに(2)、8ページ以降10ページまでに(3)という3つのグループに分割されております。

(1)につきましては、番組調和原則への適合性や教育番組の編集などについての基準が設けられておりますが、ア、イの部分につきましては、総合放送や教育番組を行う場合のみということで、先ほどご説明した申請者のうち、2番のOCO株式会社のみ、こちらの基準を審査しております。総合放送を行おうとしているということにつきまして、教養番組、教育番組、報道番組、娯楽番組のそれぞれを放送して、また調和を保つものと認められることから、こちらは適合していると判断しております。

また、教育番組につきましても、有益適切であり、かつ、あらかじめ公衆が知ることができるようにその放送の計画などを扱っていることから、適合という判断をしております。

ウの災害に関する放送の実施につきましては、3者共に満たさなければならぬ規定ですけれども、こちらも災害放送を実施するための体制を確保しているということで、適合と判断しております。

以下、該当するものにつき順番に判断をしておりますが、8ページに移りまして、(2)基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の目標の充足、こちらを見てまいります。いずれの申請につきましても、衛星



放送ということで、放送対象地域を全国としているということですので、こちらにも適合していると判断しておりまして、放送番組の数の目標も充足するものと見ております。

それから（３）、こちらは放送法関係審査基準にのっとりまして、基準への適合性を順番に判断しているものでございます。ア、イなどはこれまで見てきた内容も含まれますけれども、経理的基礎や技術的能力等を有している、あるいは放送番組の編集の基準などにおきまして、各者の申請書がそれぞれの基準に適合するような内容となっておりますので、こちらも適合と判断しているところでございます。

オの視聴覚障害者向けの放送の実施などにつきましても、いずれも字幕放送などを行うとされておりまして、適合という判断をしておりますし、カ、キにありますように、放送番組の編集の基準を定めた上で公表しており、あるいはクにありますように、番組審議機関も設置するというので、これらにつきましても適合という判断をしているところでございます。

それから、１０ページにまいりまして、個人情報の保護体制の整備なども行われていると考えられることから、こちらも適合と判断しております。

そしてもう一つ、チの部分について、有料放送の契約に関する体制整備ということで、有料放送を行う予定としているOCO株式会社のみ審査の対象となるものですが、こちらも苦情及び問合せを適切かつ迅速に処理するための体制が整備されているということで、適合と判断しております。

最後に８番の「欠格事由」の部分ですけれども、こちらは外資規制と、あとは放送法又は電波法による処罰経歴等の有無といったことが定められております。

外資規制につきましては、これらの３者のいずれも適合と考えておりますが、具体的には、本人の国籍、議決権保有、役員規制、この３つがでございます。本

人の国籍につきましては、いずれも日本法人ということですので適合しているという判断になります。また、議決権規制につきましても、直接、この3者について株式を保有している方々が全て日本法人であるということで、適合という判断をしております。ルーツをたどってまいりますと、最終的にOCO株式会社におかれましては韓国に、あるいはQVCサテライトにつきましては英国にルーツを持つところではございますけれども、外資規制の基準に照らしまして、いずれも適合しているという判断でございます。

それから、特定役員に係る役員規制について、設立中の法人もありますので、就任予定者を含むということになりますが、こちらも全て日本国籍を有しているという確認が取れておりまして、こちらは証憑などに基づいてきちんと裏づけを取っておりますので、厳格な審査を行った結果、外資規制に係る事項は全て満たしているという判断になっているところでございます。

そして、11ページにございますように、処罰経歴などもございませんので、全ての基準に関して審査を行った結果、適合という評価をしているところでございます。

最後に、まとめといたしまして、12ページの資料になりますが、別紙3におきまして、今般、この申請3者につきまして、競合はないので絶対審査のみを行った結果にはなりますが、認定することが適当という判断をしておりますので、この点につきまして御議論いただければ幸いです。よろしくお願い申し上げます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それではただいまの御説明に対しまして、御質問、御意見等ございますか。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 御説明ありがとうございました。

1点質問させていただきます。認定に際して、もともと5者あったところが

3者となり、いわゆるショップチャンネル、通信販売を主とするところになったとのこと。今回、認定に係る審査プロセスでは絶対審査と比較審査との2段階のうち、比較審査には至らなかったということですが、本来、放送認定という非常に重要な事項に対して、経営の安定性や設備の安全性等は必要絶対条件としてあると思いますし、その上で、やはり商業放送として、ビジネスとして成り立つかどうか、背景には斯様な放送に対する確りとしたニーズがあるかどうかという点も同様です。高齢化が進んでいる社会の中で、特に地方等では、様々な商品に触れる機会が少なくなっているのも、そのようなニーズはあると思う一方、比較審査においては、電波という国民のとても重要な財産を活用するという点で、国民及び視聴者の利益の増進を図るという、そもそもの電波活用の根本のところを審査する建付けながら今回はそこまで至らなかった。私は、当時に委員を務めていなかったものですから、絶対審査基準と比較審査基準が現在の様な形で定められた背景、電波の利用のあるべき姿というところを踏まえて教えていただければと思います。

以上です。

○岡井衛星・地域放送課長 御質問ありがとうございます。

今般の公募に至った経緯でございますけれども、もともと令和3年10月から、関連する内容の取りまとめなどは行っておりまして、有識者の方々に御議論いただいた上で、将来の4K放送の割当てについて提言をいただいていたところでございます。その上で、昨年、令和4年の8月になりますけれども、また改めて御意見をいただいた上で、空き帯域が生じた場合における4K放送の割当てに関して、基本的な考え方というものを定めておりまして、それを公表しているところでございます。さらに、それを踏まえまして、昨年の11月に基幹放送普及計画の一部変更などで4K放送に対する右旋の位置づけなどを定めた上で、今年の3月、令和5年になりますけれども、放送法関係審査基準を

改正して、BS4Kの審査における基準などを明確にしているところでございます。その過程におきまして意見募集なども行っておりますので、この経緯を踏まえまして、今般の審査の枠組みが出来上がっている次第でございます。したがって、有識者の方々に御議論いただき、さらに意見募集も行い、その上で、今般の審査の仕組みを考えていたところで、その結果として絶対審査があり、さらに認定可能な枠以上に絶対審査を通過した申請者がいらっしゃる場合におきましては、比較審査を行うという段取りになっているところでございます。

○大久保代理 御説明ありがとうございます。そうすると、数々の手続きなり検討を進めたうえで認定手続きが決まっており、その認定手続きに合わせた審査を行った結果がこういう形になったという理解ということによろしいでしょうか。

○岡井衛星・地域放送課長 おっしゃるとおりでございます。今般の審査結果としましては、これまで定めてきた審査の基準、それから審査の手續にのっとり行った結果、絶対審査のみではありますけれども、このような認定を行うことが適当であるという評価に至ったところでございます。

○大久保代理 分かりました。そうすると、やはり、適正なプロセスを経て決まった審査基準がある上で、その審査基準にのりつたということであり、認定の結果に関しては代え難いと認識致しました。他の委員の方もいろいろ御意見はあるかと思いますが、既に定められている認定手續を前提とすると、ほぼ、今回の結果しかないということで理解いたしました。ありがとうございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。

基準に基づいて、今回、認定ということで、そのことについては、まあ、そ

うなんだろうなと思うんですが、これはもうお願いベースということになります。国民生活センターからも、何度もテレビショッピングのところで、思っていたのと違う契約だったというような相談が結構寄せられているのでお気をつけくださいというような注意喚起も毎年のように行われています。消費者法とか、消費者基本法とか特商法とか、いろいろな法律があると思いますが、今回、特にショップチャンネルを、100%ショップチャンネルでなさろうとしている2者につきましては、そういう法律も守りつつ、消費者保護にもきちんと目を配って、ぜひ、貴重な電波を使って放送を流していただきたいと思います。今のところ、放送法とか、電波法とか、そういうことに準じているのかどうかというのをずっと総務省でも見ていらっしやっているとありますが、やはりショップを経営するようなことに、結果的にはその場を貸しているというようなことにもなると思いますので、やはり、そういうところにも気配りをした認定という考え方もまた必要なのかなとは思っています。

以上です。

でも、取りあえず、今回は、認定するというので、特に反対しているわけではございません。

○笹瀬会長 よろしいでしょうか。

それでは、林委員、いかがでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。

私からも、若干発言をさせていただければと思います。

現行基準によれば今般の認定は妥当であり、その点では諮問につきましては賛同いたしますけれども、その一方で、先ほど大久保会長代理、そして長田委員がおっしゃった問題意識に、私も大いに共感するところでございます。その意味では、今後の制度の在り方の問題として、今回、2者から申請が取り下げ

られ、結果としてショッピング100%番組が認定されることになった経緯であるとか、あるいは衛星放送事業者を取り巻く経営環境の激変などを踏まえて、認定基準を含む衛星放送全体に関する制度の在り方について、今後、総務省に対しては、必要な検討を求めたいと思います。

と申しますのも、審査基準の在り方について申し上げますと、周波数の割当てという観点から、そもそも通販100%番組が適切かという問題がございますし、また、長期的に見れば、安易に通販番組に頼り過ぎることで、番組全体の質の低下や視聴者離れの加速を招きかねないということも危惧されるところでございます。

そもそも、資料3ページにございますように、申請者であるSCサテライト放送株式会社、これの100%親会社であるジュピターショップチャンネル株式会社は、2019年には自社が提供するテレビショッピングにおいて、景品表示法違反で消費者庁から課徴金納付命令を受けていて、その前の2009年にも公取委から排除命令を受けていまして、放送法違反あるいは電波法違反ではございませんけれども、法令違反を過去何度も繰り返した履歴のある会社グループでございます。そういった他省庁所管の法令の違反ではございますけれども、他方で、先ほど長田委員から御発言があったように、消費者保護法規に何度も違反したという履歴ないし事実、これは一般消費者を相手とするショッピングチャンネルにとっては非常に重たいものであると私は考えており、これをそもそも審査ないし審査基準において全く勘案しなくてよいものなのかという根本的疑問も持つところでございます。

以上、サービスの受け手の視聴者の観点から申しましたけれども、もう一方で、提供事業者の観点から申しますと、昨今の放送以外の動画配信サービスの伸長等に伴いまして、衛星有料放送事業の契約者というのは近年有意な契約者の減少に見舞われているところでございまして、将来的には衛星放送事業その

ものが立ち行かなくなるのではないかという危機感を私も持っているところでございます。その意味ではある意味、構造的な問題でございますので、その点も含めて、あるべき制度の検討にあたっては、幅広い観点を取り入れていただいて、今後ともサステナブルな衛星基幹放送事業となるように、ぜひ、建設的かつ政策的な議論を継続して行っていただきたいと思っております。

意見と要望ではございますけれども、以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 ご説明ありがとうございました。私も、絶対審査基準を充足しているとの評価にはならざるを得ないと思っておりますので、認可との結論には賛成致します。しかし、他の委員からもご指摘がありますとおり、多様な内容が放送されるべきであることに鑑みれば、現状、絶対審査基準を充足すれば原則内容を問うことはできず、さらには、結果的に同じ内容の放送局ばかりとなりかねない制度であることには違和感があります。今後認可がどうあるべきかを検討すべき時期に来ているように考えます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

○大久保代理 大久保ですが、1点よろしいでしょうか。

○笹瀬会長 はい、どうぞ。

○大久保代理 先ほどの私の言い方が明確ではなかったかと思っておりますので改めて申し上げます。この認定自体には賛同いたします。一方で認可の在り方、そして、絶対審査、比較審査の基準に関しては、先ほど皆様からもあったような観点から、いろいろと御検討いただきたいと思っております。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、私も同じ意見です。

ということで、今回の諮問第36号に関しては、諮問のとおり認定することが適当であるという旨の答申をしたいと思えます。よろしいでしょうか。

一方、今、各委員の方から発言がありましたように、衛星放送の認定基準につきましても、見直す点があると思えます。そういう面で、総務省におかれましては、衛星放送を取り巻く環境の変化なども踏まえまして、衛星放送全体の制度の在り方について、時代に即したのものになるように適切に検討していただけるとありがたいと思えます。よろしいでしょうか。

特に周波数の割当てが無限にあるわけではないので、やはり、放送がどうあるべきかということについてもぜひ議論していただいて、変更が必要であれば検討していただければありがたいと思えます。よろしくお願いたします。

○岡井衛星・地域放送課長 ありがとうございます。

○笹瀬会長 ということで、今回の認可に関してはこれで結構ですけれども、ぜひそういう検討をよろしくお願したいという、この審議会としての要望というか、お願です。

以上です。

○岡井衛星・地域放送課長 ありがとうございます。

認定のほう、お認めいただきまして恐縮でございます。その上で、非常に重い課題を頂戴したと認識しておりまして、今後の認定基準制度、そういったものの在り方につきましても、どのように検討すればいいか、こちらでも受け止めた上で考えたいと思っております。よろしくお願いたします。

○笹瀬会長 ぜひ、よろしくお願いたします。

どうもありがとうございます。

○岡井衛星・地域放送課長 ありがとうございます。

○笹瀬会長 それでは、以上で情報流通行政局の議事を終了いたしたいと思えます。職員の皆様は御退室をお願いたします。



(情報流通行政局職員退室)

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

## 閉 会

○笹瀬会長 それでは、本日はこれにて終了いたします。答申書につきましては、所定の手続によりまして、事務局から総務大臣宛てに提出をよろしく願います。

それから、次回の定例会の開催は、12月20日15時から、総務省の会議室の予定です。よろしく願います。

事務局から、何か追加のコメント等がございますか。

○松田幹事 次回の開催につきましては、先ほど会長から御案内があったとおり、12月20日の15時からでございます。また、開催につきましては、リアルもしくは皆様の出席状況にもよりますけれども、ハイブリッドでの開催で調整いたしたいと思っておりますので、詳細につきましては、後ほど御連絡差し上げたいと思っておりますので、よろしく願います。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

ほかに皆様から何か御意見とかコメントとかございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日の審議会を閉会といたします。

皆さんもどうもありがとうございました。